

日本公認会計士協会 各地域会

---

# 監査品質の確保と向上を目指して

～ 公認会計士・監査審査会の任務と事例集の公表 ～

2022年1月～3月

公認会計士・監査審査会  
会長 櫻井 久勝

# 監査品質への自主規制と公的規制

## ■自由市場経済における規制の必要性

- 市場メカニズムの有効機能のための所定条件が満たされない場合（**市場の失敗**）は、**規制を通じた資源配分への関与が必要**
- 代表的ケース：**①公共財**（警察・消防など）、**②外部性**（環境汚染）、**③不完全競争**（独占・寡占の料金規制）、**④情報の非対称性**（監査の能力や品質に関し、売手と買手の間で情報格差がある）  
⇒能力保証のための国家試験制度、品質確保のための品質管理規制

## ■自主規制と公的規制の優劣

- 自主規制の長所**：**①**業界に蓄積された現場の知見の活用  
**②**法律等の新設改廃を要さず迅速な対応が可能  
**③**税金の投入を要さずコストの内部化が可能
- 自主規制の限界**：**①**関係者がお手盛りで得をしているという疑念を拭えない  
**②**業界内で対立や分裂があれば、規制の民主的正当性が疑問視されることがある  
**③**強制・制裁が法的根拠を欠き、規制の効果や国民の権利保護が不十分になることがある

## ■共同規制

規制の正当性や強制による効果をもつのは行政機関であるが、持てる資源（とくに人材・情報）に制約があるので、**自主規制と公的規制の共同規制が有効な効果をもたらす可能性が高い。**

# 公認会計士・監査審査会の法的根拠

## ■公認会計士法 第35条

- 第1項 金融庁に公認会計士・監査審査会（以下、審査会）を置く。
- 第2項 審査会は次に掲げる事務をつかさどる。

第一号 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

第二号 監査事務所に対する審査及び検査等、ならびに必要なに応じて行政処分を金融庁長官に勧告

第三号 公認会計士試験の実施

第四号 その他、たとえば諸外国の関係機関との連携・協力

## ■審査会の組織

- 公認会計士法35条に基づき金融庁に設置された合議制の機関
- メンバー：会長1+常勤委員1+非常勤委員8

衆参両議院の同意を得て

内閣総理大臣により任命され、

独立して職権を行使

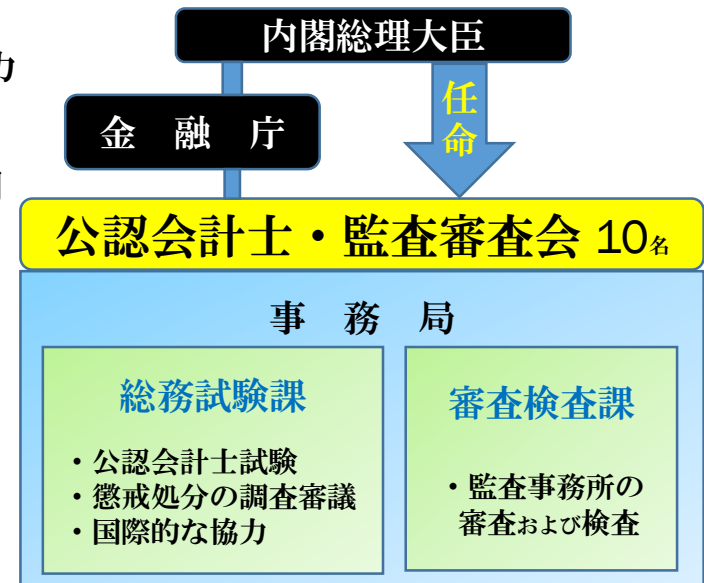
任期は3年、2004年4月の設置以来、

現在は第6期（2019年4月～2022年3月）

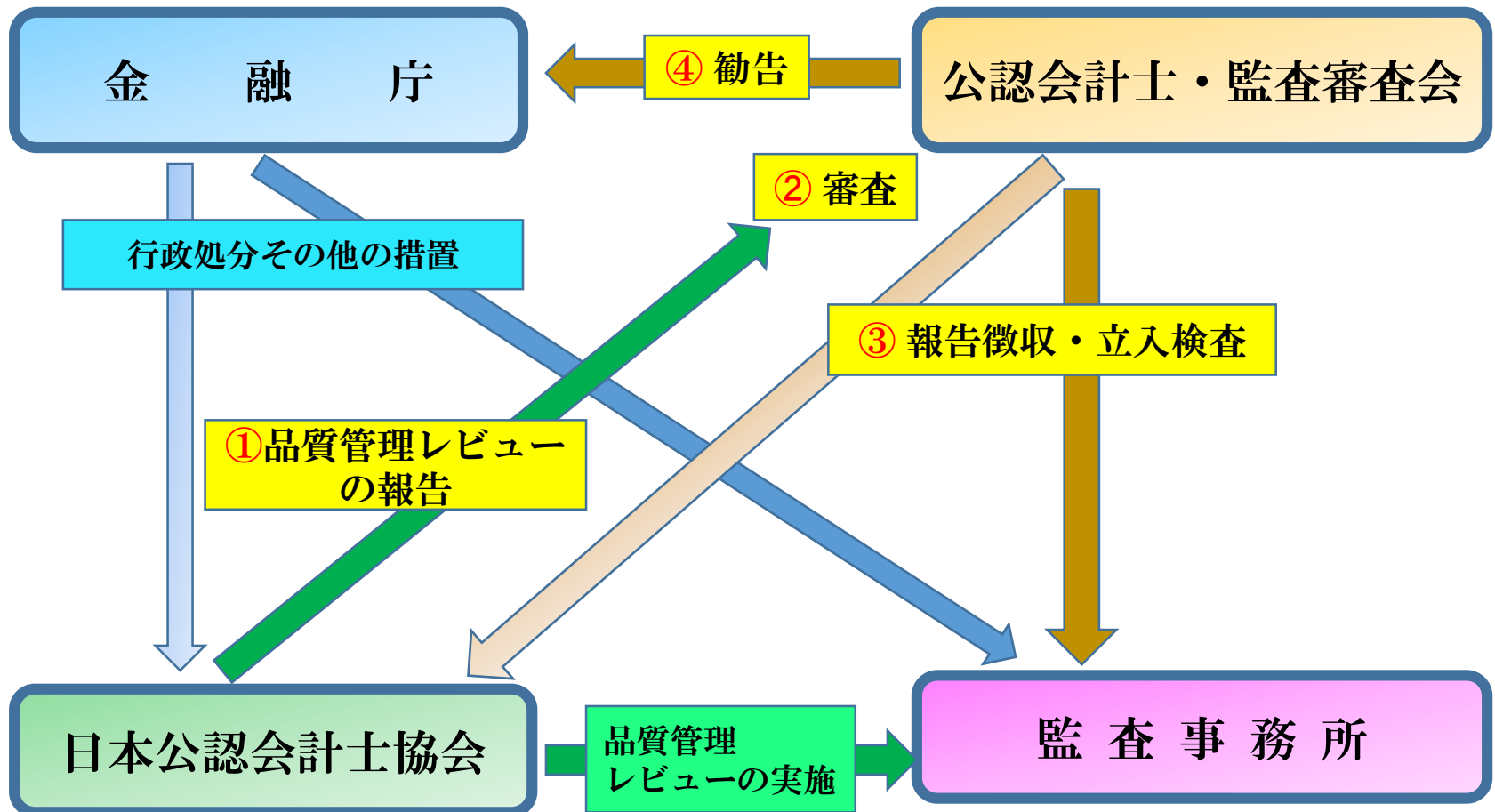
- 事務局：審査会の事務を処理するために事務局を設置。

事務局長の下、総務試験課（14名）と審査検査課（42名）で構成されている。

審査検査室には、監査法人での勤務経験がある公認会計士が多数含まれる。



# 審査会による審査・検査の制度



# 審査・検査の実績

## step① 品質管理レビューの結果の報告受領

令和2年度の実績（実施先55監査事務所のうち）

重要な不備事項なし 52, 重要な不備事項あり 2, 極めて重要な不備事項あり 1

改善勧告事項：有 54, 無 1

## step② 協会からの報告に基づく審査

審査の視点 (1) 監査事務所の監査業務が適切に行われているか  
(2) 協会の品質管理レビューが適切に行われているか

## step③ 検査等 審査の結果、必要かつ相当と認める場合は

\* 報告徴収：文書や面談による調査

\* 立入検査：審査会が監査事務所に出向いて行う検査

## step④ 勧告 必要があると認める場合、行政処分その他の措置につき、金融庁長官に勧告

年度／事務年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 01	令和 02
立入検査の件数	12	9	10	10	8
行政処分の勧告の件数	2	1	0	2	1

# 審査会の活動に関する情報提供

文書の種類	文書のタイトル	頻度	最新版公表日
① 基本方針	<p>「<b>監査事務所等モニタリング 基本方針</b>」            (審査会第6期：平成31年4月～令和4年3月)</p> <p>※目的- - - 監査意見の適否ではなく、協会の品質管理レビューの実効性向上を促し、監査事務所の品質管理を含む業務の適正な運営を確保する。</p>	3年毎	令和元年 5月17日
② 基本計画	<p>「令和3事務年度 <b>監査事務所等モニタリング 基本計画</b>」</p> <p>※立入検査先は年10法人程度            大手 - - - 通常検査とフォローアップ検査を毎年交互に実施            準大手- - - 原則として3年ごとに検査を実施            中小 - - - 協会の品質管理レビューの結果等を参考に検査先を選定</p>	毎年	令和3年 7月9日
③ モニタリングレポート	<p>「令和3年版 <b>モニタリングレポート</b>」</p> <p>モニタリングの成果を報告書の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことを通じて、監査品質の確保と向上を図る。</p>	毎年	令和3年 7月9日
④ 検査結果事例集	<p>「<b>監査事務所検査結果事例集</b> (令和3事務年度版)」</p> <p>監査品質の確保と向上のための監査事務所の自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめて公表</p>	毎年	令和3年 7月9日
⑤ 年次報告書	<p>「<b>公認会計士・監査審査会の活動状況</b> (令和2年度版)」</p>	毎年	令和3年 7月2日

# 検査結果の通知

## ■ 検査結果通知書とその記載事項

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して**検査結果通知書**を交付して行う。主要な記載事項は

- ①**特に留意すべき事項**、②検査の視点、③品質管理態勢における不備、④個別監査業務における不備  
(個別監査業務の平均選定数 大手：5.8社、準大手：5.1社、中小：3.2社)

## ■ 「特に留意すべき事項」の記載

重要な不備事項を取りまとめ、**業務管理態勢・品質管理態勢・個別監査業務**の状況に応じて

5段階の総合評価 <記載例(総合評価2の場合)>

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、**妥当でない点が認められる。**

- (1)**業務管理態勢** ガバナンス、業務運営上の問題を記載
- (2)**品質管理態勢** 品質管理のシステムに関する不備事項を記載
- (3)**個別監査業務** 監査業務上の不備事項等を記載

## ■ 5段階の総合評価の記載 平成28年度に着手した検査から開始

目的 ① 監査事務所に対して、審査会の評価を的確に伝える。

② 被監査会社の監査役等が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにする。

# 総合評価の区分と分布状況

総合評価の表記	評価の意味	分布状況	
		大手・準大手	中 小
① 概ね妥当であると認められる	業務運営が良好と認められる場合。	—	—
② 妥当でない点が認められる	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。	11	3
③ 妥当でないものと認められる	業務運営が良好でないとして認められる場合。	7	5
④ 妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある	業務運営が良好でないとして認められ、特に早急な改善が必要な場合。	—	5
⑤ 著しく不当なものとして認められる	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。	—	5

- \* 「④ 妥当でなく、早急に改善する必要」と評価した監査事務所には、検査結果通知と同時に報告徴収を実施して、速やかな改善を促している。
- \* 「⑤ 著しく不当」と評価した監査事務所は、金融庁長官に対して**行政処分の勧告**を行う。
- \* 分布状況には、平成28～令和2事務年度に検査を着手・終了した監査事務所が集計されている。
- \* 大手・準大手は全法人の集計であるが、中小は検査対象となった事務所のみを集計している。



# 総合評価の新しい表記

(令和3事務年度以降の着手分から)

総合評価の新しい表記	評価の意味	従来の表記
① 良好であると認められる (総合評価：1)	業務運営が良好と認められる場合	① 概ね妥当であると認められる
② 改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる (総合評価：2)	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	② 妥当でない点が認められる
③ 改善すべき重要な点があり良好とは認められない (総合評価：3)	業務運営が良好であるとは認められない場合	③ 妥当でないものと認められる
④ 良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある (総合評価：4)	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	④ 妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある
⑤ 著しく不当なものと認められる (総合評価：5)	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合	⑤ 著しく不当なものと認められる

# 検査結果の監査役等への伝達 と第三者開示

## ■ 監査役等への伝達（監査基準委員会報告書260第16項、適用指針A31項）

- ① 監査事務所は、契約先の**全ての被監査会社の監査役等**に対し、検査結果通知書の「**特に留意すべき事項**」、および指摘事項への**対応状況**を、書面で伝達しなければならない。
- ② 個別監査業務の**検査対象に選定された被監査会社の監査役等**に対しては、当該会社に係る**不備の内容**と監査事務所の**対応状況**についても伝達しなければならない。

## ■ 第三者開示

### \* 審査会の**事前承諾が不要**な場合

- a. 上記の規定に従い、監査役等へ伝達する場合
- b. 協会の規定に従い、日本公認会計士協会に提出する場合

### \* その他の場合は、審査会の**事前承諾が必要**

近時、被監査会社の取締役等や、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）からの要請に基づき、審査会に事前承諾を求める事例が増えている。